

## 「球美 久米子（くーみん）」イラストデータ使用許諾に関する規定

### 趣旨

第1条 この規定は球美久米子（くーみん）のロゴ・キャラクターのイラスト・画像データ（以下イラストデータ）の商用利用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

### キャラクターに関する権利

第2条 1項キャラクター等に関する一切の権利は、久米島町観光協会（以下観光協会）に属する。

第2条 2項 キャラクター等に関する運営管理は、観光協会青年部球美久米子運営委員会（以下運営委員会）が行う。

### 使用許諾

第3条 球美久米子（くーみん）のイラストデータを商用利用する者（以下「申請者」という）は、あらかじめ申請を行い、観光協会と使用許諾契約を締結しなければならない。

使用許諾を受けた事項を変更する場合についても同様とする。

### 使用許諾の期間

第4条 使用許諾の期間は、第1条・第3条の規定により使用許諾を受けた日から1年間とする。期間満了後において引き続き本件イラストデータを使用するとき、使用許諾を受けた事項を変更する場合は改めて申請を行い、使用許諾を受けなくてはならない。

### 使用許諾の制限

第5条 次の各号のいずれかに該当する時は、観光協会により使用を許諾しないものとする。

- (1) 本件イラストデータ使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認めるとき。
- (2) 本件イラストデータ及び、キャラクターのイメージを損ねる恐れがあると認めるとき。
- (3) 特定の個人・企業・政党・宗教団体の活動に使用するとき。
- (4) イラストデータ等の著しい変形、その他イラストデータ等の使用が適当ではないと認められるとき。

#### 利用上の遵守事項

第6条 第3条の規定による使用許諾を受けた者（以下「申請者」という）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (5) 許諾された利用内容のみに利用する事。
- (6) 当該利用に関わる物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (7) 第3条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (8) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾クレジット（「©2013 球美久米子×久米島町観光協会」）を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

#### 使用許諾契約の解除

第7条 観光協会は、申請者が次の各号に該当する時、私用許諾契約の解除及び使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 申請者が規定に基づく取り扱い要領に違反したとき。
- (2) 申請者が第3条・第4条・第6条の使用許諾の条件に違反したとき
- (3) 球美久米子運営委員会により、前条各号いずれかに該当し、使用が適正でない認められたとき。

#### 有償使用について

第8条 本件イラストデータを商用で使用する場合は、有償とする。

#### 使用許諾料

第9条 本件イラストデータの使用許諾料は、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定める額とする。

- (1) 販売目的として製造する製品及びパッケージ、それに準ずるもの（以下商品）に使用する場合に、次に定める額を請求する。
  - ・ 販売価格税込み 3,000 円未満：商品の販売額（税込価格）× 予定製造数量 × 5 %
  - ・ 販売価格税込み 3,000 円以上：商品の販売価格（税込価格）× 予定製造数量 × 3 %
  - ・ 原稿料として、イラスト 1 点につき 10,000 円
- (2) その他特殊な事情がある場合は、運営委員会が定める額

#### 使用許諾料の支払

第10条 申請者は第3条・第4条による使用許諾契約を締結した日から1ヶ月以内に、第9条の規定で算出した使用許諾料を指定口座に振り込まなければならない。この場合における振込み手数料は申請者の負担とする。納入された使用許諾料は理由のいかんを問わず、これを還付しない。

#### 無償使用について

第11条 運営委員会により本件イラストデータの無償提供を許諾する基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 久米島町の無償販促物品への使用
- (2) 久米島町観光協会の無償販促物品への使用
- (3) 球美久米子運営委員会で無償提供が適当であると認めたとき。

#### 損失補償等の責任

第12条 1. 観光協会は、キャラクター等の利用を許諾した事に起因する損失保証について、一切の責任を負わない。  
2. 申請者は、キャラクターを使用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し責任を負い、観光協会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。  
3. 申請者は、キャラクター等の利用に際して故意又は過失により観光協会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を観光協会に賠償しなければならない。

#### 利用の非独占性等

第13条 この規定による使用許諾は、申請者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与し、かつ商品、利用者等について球美久米子運営委員会の推奨を行うものではない。

#### 目的外使用・権利譲渡の禁止

第14条 申請者は使用許諾を受けた事項以外の目的に本件イラストデータを使用できない。また、その権利を譲渡・転貸することはできない。

#### その他

第15条 この規定に定めるもののほか、キャラクター等の利用に関し必要な事項は、球美久米子運営委員会が別に定める。

この規定は平成25年4月1日から施行する